

2020年5月22日

バーチャル株主総会の概要及び各方式の比較検討

矢吹法律事務所
弁護士 北郷 元基

経産省は、2020年2月26日に「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下「実施ガイド」という。）を策定した。実施ガイドという公的な指針が策定されたことにより、本邦の企業によるバーチャル株主総会の実施がより現実的なものとなったと考えられる。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐという見地からも、バーチャル株主総会の実施は一定の意義を有すると考えられる。

以下では、まずバーチャル株主総会の各方式の概要を述べ、次にバーチャル株主総会の各方式の比較検討を行う。

1 バーチャル株主総会の概要

バーチャル株主総会の方式としては、①バーチャルオンリー型株主総会、②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会、③ハイブリッド参加型バーチャル株主総会が挙げられる。各方式の概要は、以下の通りである。

(1) バーチャルオンリー型株主総会

バーチャルオンリー型株主総会（以下、「オンリー型」という。）とは、リアル株主総会を開催することなく、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をする株主総会を指す¹。

しかしながら、会社法上、株主総会の招集に際しては株主総会の場所を定めなければならないとされている（会社法298条1項）ことから、現行の会社法下においては、リアル株主総会の開催を前提としないオンリー型を開催することは困難と解されている²。

(2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（以下、「ハイブリッド出席型」という。）とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会を指す³。

会社法上、ハイブリッド出席型を開催することは可能と解されているが、開

催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されているといえる環境にあることが必要と解釈されている⁴。

(3) ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（以下、「ハイブリッド参加型」という。）とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、株主総会への法律上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会を指す⁵。

ハイブリッド参加型においては、インターネット等の手段を用い株主総会に参加する株主は株主総会に「出席」をしているとは言えないため、当該株主は当日の決議に参加することはできない。また、同様の理由から、インターネット等を利用しアクセスする株主は会社法上の質問（会社法 314 条）や動議（会社法 304 条等）を行うこともできない。しかし、取締役がインターネット等を利用し参加する株主からのコメントを受け付け、株主総会の開催中に回答をすることは可能である。また、本邦の企業では株主総会の開催前に議案の賛否についての結論は事実上判明していると考えられるところ、株主は質問や動議を行うよりも経営者の声や将来の事業戦略を直に聞くことに意義を見出している傾向にある。従い、ハイブリッド参加型は会社の経営を理解する機会を株主に提供するものとして、積極的に評価されると考えられている⁶。

2 バーチャル株主総会の方式の比較検討

(1) オンリー型について

オンリー型については、上述の通り、現行法上これを開催することは困難と解されている。また、オンリー型を開催する場合には、経営者は株主からの質問の内容を確認した上でその採否を判断することが可能であるため、経営者が自身に都合の良い質問を選択して回答する可能性があると考えられる。加えて、オンリー型の場合、株主が経営者に対し直接的な形で意見を述べる機会が失われるという問題も存在するとされる⁷。

しかしながら、近年アメリカ合衆国においては多数の会社がオンリー型を利用しており、新型コロナウイルス蔓延の影響により、こうした傾向は更に加速すると考えられる。また、オンリー型の開催を検討している企業の中には、株主からの質問を事前に公開する等して質問選択の透明性を確保しつつ、株主との対話を図ることを望むものも存在すると考えられる。従い、本邦においても、選択肢の一つとしてオンリー型の開催を可能とする立法の必要性につき、検討を進めるべきであると思料する。

(2) ハイブリッド出席型について

ア 導入コスト

上述の通り、会社法上、ハイブリッド出席型を実施することは適法とされるが、そうした立場からも、インターネットで総会に参加する株主と開催場所との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていると言える環境が必要であると説明される。それゆえ、ハイブリッド出席型を実施するには、株主が株主総会当日に議決権行使を行使できるよう、会社はそのシステムを整える必要があるところ⁸、そうしたシステムの構築にはコストがかかるものと考えられる。

また、仮に総会開催中にサイバー攻撃や通信障害が発生し、株主が総会への参加を継続できなくなった場合には、上記の情報伝達の双方向性と即時性が失われ、会社法上の出席と評価されなくなる可能性がある。そのため、ハイブリッド出席型を実施するには、一定のサイバーセキュリティ対策を行う必要があるところ、こうした対策にもコストがかかるものと考えられる。

イ 株主総会決議取消事由

加えて、サイバー攻撃等が行われ通信障害が生じた場合には、株主総会決議取消事由（会社法 831 条 1 項）が充足され、株主総会決議が取り消されることとならないかも問題となる。実施ガイドは、①会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知し、かつ、通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、会社側の通信障害により株主が審議又は決議に参加できなかったとしても決議取消事由には該当せず、②仮に該当すると判断されたとしても、裁量棄却（会社法 831 条 2 項）の対象となる可能性が十分あるとする⁹。確かに、実施ガイドが述べるように、通信障害等の不具合が生じた場合であっても、会社が通信障害の防止のために合理的な対策を取っていれば、株主総会決議の効力に影響が及ぶ可能性は低いと考えられる。しかしながら、企業による通信障害の防止のための対策が裁判所から合理的なものとして評価されるかは予測することが困難であるため、通信障害等の不具合が決議取消事由に該当する可能性を閉却することは出来ないと考える。

(3) ハイブリッド参加型について

ア 導入コストについて

ハイブリッド参加型は、会社法上、適法に実施することができる。また、上述のように、ハイブリッド参加型に参加する株主は会社法上の「出席」をしたものとは扱われないため、株主はリアルタイムに議決権行使を行うことは出来ない。従い、ハイブリッド出席型の場合と異なり、企業はインターネットで総会に参加する株主の議決権行使に即時に対応するシステムを構築す

る必要はないとされる¹⁰。また、ハイブリッド参加型の場合には、仮に総会開催中にサイバー攻撃や通信障害が生じたとしても、以下述べるように株主総会決議取消しがなされる可能性は殆どないと考えられることから、開催するに際し必要となるセキュリティのコストは、ハイブリッド出席型に比して低下するものと考えられる。以上より、ハイブリッド出席型と比較した場合、ハイブリッド参加型に必要となるコストは低廉なものとなると考えられる。

イ 株主総会決議取消事由について

加えて、ハイブリッド参加型においても、ハイブリッド出席型の場合と同様、サイバー攻撃等が行われ通信障害が生じた際に、株主総会決議が取消されることとならないかも問題となる。しかし、ハイブリッド参加型においては、インターネットで総会に参加する株主は、法的には株主総会に「出席」するものではないから、通信障害等の不具合によって、参加株主に株主総会の映像、音声を配信できなくなったとしても、これを理由に株主総会決議が取り消される現実的なリスクはないとされる¹¹。また、仮に通信障害等の不都合をもって株主総会決議取消事由があると判断されたとしても、ハイブリッド参加型においてインターネットで総会に参加する株主は議決権を行使できないため、違反する事実が重要でない又は決議に影響を及ぼさないものであるとして、裁量棄却がなされる可能性が極めて高いと考えられる。それゆえ、ハイブリッド参加型においては、株主総会決議が無効とされる可能性は殆どないものと考えられる。

一方で、ハイブリッド参加型においては、企業はインターネット等を利用して総会に参加する株主に説明義務（会社法 314 条）を負うことはなく、株主からのコメントに対しては任意に回答することとなるに留まる。したがって会社は、インターネット等を介した株主からのコメントについて、株主総会終了後に回答することや後日 HP で回答することも考えられるとされる¹²。一方で、バーチャル株主総会には、会場に足を運ばない株主と対話するという意義が存在する。そのため企業としては、コメントへの対応のため事務処理上必要となるコストを考慮した上で、どの程度までインターネットによる株主からのコメントに対応するかを検討するべきと考える。

(4) 結論

以上のように、①オンリー型は現行法では実施が困難である。次に、②ハイブリッド出席型の実施にはリアルタイムの議決権行使に対応したシステム等の構築が必要となるため、コストがかかると考えられる。一方で、③ハイブリッド参加型の場合には、総会にアクセスする株主はこれを通じて議決権行使をすることは出来ないため、システム構築に要する費用は相対的に低廉となると考

えられる。従い、企業としてはバーチャル株主総会の開催を検討する場合には、ハイブリッド参加型が導入し易い選択肢になるものと考えられる。

以上

≪参考文献≫

- 1 経済産業省『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』（2020）3頁
- 2 第197回国会 法務委員会第2号（2018.11.13）〔小野瀬厚政府参考人発言〕
- 3 上記『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』3頁
- 4 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法 千問の道標』株式会社商事法務（2006）472頁
- 5 上記『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』3頁
- 6 上記『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』8頁
- 7 澤口実編著『バーチャル株主総会の実務』株式会社商事法務（2020）142頁
- 8 上記『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』24頁
- 9 上記『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』14頁
- 10 上記『バーチャル株主総会の実務』96頁
- 11 上記『バーチャル株主総会の実務』118頁
- 12 上記『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』10頁